



# たまかほ 広報

村のようす  
(46.10月1日現在)

世帯数 1,421戸  
人口 7,297人  
男 3,554人  
女 3,743人  
面積 46.43km<sup>2</sup>

編集と発行  
福島県石川郡玉川村役場  
小針千代之助  
てんわ川辺 1・39・124

印刷所  
須賀川市加治町69  
有限会社 円谷印刷



## 十月のうた

生れた村に  
澄んだ青空があり  
無垢の幼い者たちは  
空に手をさしのべて  
夢をさがす  
明るくてくつたくのない  
十月の神様は  
スポーツが好き  
若者には逞しさを  
少女には  
まろやかさを  
そして心病む人  
からだ病む人にも  
まんべんなく  
フランネルのような  
陽ざしをふりまいて  
去つてゆく  
秋の向う側へ

木代子



## 十月の行事予定表

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 総務課         | 八日 月例監査       |
| 消防幹部会       | 一二日           |
| 住民課         | 二五日 村民税第二期納期限 |
| 危険物処理日      | 一日            |
| 三才児検診       | 四日            |
| 母子センター      | 五日            |
| 須釜支所        | 一三日           |
| 戸籍事務協議会石川支部 | 一三日           |
| 会総会(本庁)     | 一九日           |
| 狂犬病予防注射     | 一九日           |
| 西部地区        | 二〇日           |
| 狂犬病予防注射     | 二〇日           |
| 東部地区        | 下旬            |
| 民生委員協議会(本庁) | 下旬            |
| 産業課         | 五日~七日         |
| 開拓パイロット地区   | 五日~七日         |
| 委員会         | 七日            |
| 農業改良推進役員会   | 七日            |
| 石川地方農業改良推進員 | 二〇日           |
| 会長会         | 二〇日           |
| 開拓パイロット部落説明 | 二五日           |
| 事業課         | 二日~七日         |
| 公共土木施設災害復   | 二日~七日         |
| 旧事業査定       | 二日~七日         |
| 企画室         | 二日            |
| 国調閲覧最終日     | 二日            |
| 農業委員会       | 二〇日           |
| 教育委員会       | 二〇日           |
| 公民館         | 二〇日           |
| 村民体育祭       | 一〇日           |

# 助役に草野勇蔵氏を 副議長大野伝吉氏を 満場一致で選任

◇九月の定例議会は去る九月二十一日  
◇から五日間の会期で開かれ、任期満  
◇了に伴う助役人事などを承認した。

助役は矢吹  
幸夫前助役が  
九月七日で任  
期切れとなっ  
たもので、後  
任として副議  
長であった草  
野勇蔵氏(50)を満場  
一致で新任した。

また、教育委員に鈴  
木広一氏(44)を再任、  
固定資産評価審査委員  
会委員には車田利男氏

## 9月定例議会

### 庁内機構の一部が変更

九月一日より庁内機  
構が変わり、税務課及  
び産業課の二課が新設  
され、また事業課が建  
設課に課名が変わりま  
したのでこれに伴ない  
一、職員の進退及び身  
分に関する事項

#### 事務分掌

- 一、議会及び村の行放  
一般に関する事項
- 二、村の歳入、歳出予  
算その他財務に関する  
事項
- 三、広報、条例の立案  
その他、他課の主管  
に属しない事項
- 四、財産管理に関する  
事項
- 五、広報、条例の立案  
その他、他課の主管  
に属しない事項

### 人事異動の関係

- 一、農林、工業、商業  
林業、水産業に関する  
事項
- 二、農地調整及び開拓  
に関する事項
- 三、物品の保管及び出  
納に関する事項
- 四、鑑査登記に関する  
事項
- 五、観光に関する事項
- 六、各種統計に関する  
事項
- 七、国土調査に関する  
事項
- 八、公害対策に関する  
事項
- 九、工場誘致に関する  
事項
- 一〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一一、金銭の出納に關す  
る事項
- 一二、物品の保管及び出  
納に関する事項
- 一三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一〇〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項



### 就任のあいさつ 玉川村助役 草野 勇蔵

去る九月の定例議会において  
図らずも助役に推され、九月二  
十二日付をもって就任いたしま  
した。

もとより浅学非才、微力な者  
で御座居ますが、過去七年有余  
の議会生活から会得致しました  
ものを基調に、心を新たに致し  
まして村政発展のため、最善の  
努力を重ねて参り度いと思いま  
すので、皆さん方の尚一層の御  
指導、御鞭撻を賜りますよう心  
から御願ひ申し上げます次第であ  
ります。

村民の皆さんも御承知のとお  
り、我が玉川村には大きな問題  
が山積しております。

母畑ダム開発による農地の基  
盤整備事業、統合須釜小学校の  
建築、及び水道事業等がありま  
すが、私は、これ等問題解決の  
ためと、村長のスローガンであ  
る、公正、誠実、豊かで明るい  
村政実現のためにも村長の良き  
補佐としてこの重責を果し度  
いと考えて居りますので御叱正を  
御願ひ申し上げますので御叱正を  
いたします。

- 一、村税及び村税に係  
る税外収入に関する  
事項
- 二、固定資産評価に關  
する事項
- 三、国民健康保険に關  
する事項
- 四、国民年金に關する  
事項
- 五、戸籍及び住民登録  
に関する事項(外国  
入籍事務を含む)

- 一、土木に関する事項
- 二、住宅及び建築に關  
する事項
- 三、労働に関する事項
- 四、水道に関する事項
- 五、農林、工業、商業  
林業、水産業に關す  
る事項
- 六、農地調整及び開拓  
に関する事項
- 七、物品の保管及び出  
納に関する事項
- 八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 二九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 三九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 四九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 五九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 六九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 七九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 八九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九一、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九二、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九三、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九四、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九五、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九六、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九七、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九八、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 九九、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項
- 一〇〇、倉庫、蔵出の出納  
並びに決算に関する  
事項

水田に小作料の標準額が決定  
おける

昨年十月一日に農地  
法が改正になり、従来  
の法定小作料が廃止さ  
れたことにより、これ  
からの小作料は当事者  
間で決めてよいこと  
になりましたが、その目  
安となる小作料の標準  
額が決まりましたので  
お知らせいたします。

なお、昭和四十五年  
十月一日以前よりの小  
作地については、昭和

### 家屋調査に 御協力を

玉川村の水田における小作料の標準額

農地区分	小作料の標準額	備考
上地域	16,000円	耕地整理の行なわれた水田で10アール当りの収量が8俵以上の水田
中地域	1,4000円	耕うん機等の使用可能な水田で10アール当りの収量が7俵以上の水田
下地域	標準額を定めない	10アール当の収量が7俵未満の水田

⑧ 農地区分については農業委員会に図面があります

# 戸籍制度創設百周年

## 戸籍制度のあらまし(一)

戸籍といえは、出生、死亡、婚姻、離婚などを市役所、町村役場に届けるときか、入学就職、結婚或いは相続登記をするというようになどに戸籍簿本の交付を受けることがあります。そうしたときに思い出すことでしょうか。

この戸籍制度はいつころできたかといいますが、わが国では武家時代以前に戸籍制度らしいものがあつたようです。徳川時代には、各地方ごとに、課税、その他行政的な面から宗門とか人別帳などの制度が設けられ、この制度によって一般庶民の身分関係なども、明らかにされていたようです。(身分関係とは夫婦、親子とか兄弟などのように親族関係上の地位をいいます。)

明治四年になって、全国的に戸籍制度ができ、翌五年から施行されたもので、その時から今年は丁度百年にあたるわけですね。

明治五年は壬申(みづのえ、さる)の年であつたことから、当時

の戸籍(明治五年から同十九年まで)を壬申戸籍と呼んでいます。このように古い時代の戸籍制度から段々と進化して現在のようにな戸籍制度ができ上がったもので、長い歴史と伝統として完備したこの戸籍制度は、世界にも全くその類例がないといわれているほど立派なものです。

その主な内容は、人の出生から死亡に至るまでの身分のうつりかわりを届出などに基づいて、公簿である戸籍簿に登録し、これを公開に証明するものであります。したがって、親子とか夫婦とか兄弟姉妹という身分関係の発生や消滅を戸籍の届出に結びつけて、実際の身分のうつりかわりを戸籍に記載し、戸籍をみれば各人の身分関係がどのようになっているか。一見して判るよう仕組まれています。個人の秘密に属する一切戸籍に記載することはありません。

戸籍には、届出などに基づいて記載することは、俗にいう私生子(父なし子)として、戸籍には、夫婦との間の子として長男とか長女という記載がなされないばかりか、実際の父と氏(姓)が違ふことにもなるし、そのほか、日常の家庭生活においても、いろいろなことできざざわりがで

その記載は、常に真実と一致していることが必要です。

もし仮りに虚疑の届出をした場合、後で何かおきたようなときは、思わぬ困惑を招くことがあります。

例えば、甲乙夫婦の間に出生した子丙を、丁と戊夫婦の間に出生したように、うその届出をした場合、甲が死亡しても丙は、事実上甲乙の子でありながらその相続人となることになりません。

これを真実の親である甲乙の子と訂正するには、丙は、丁戊夫婦の子でないことの裁判所の判決(審判)が必要となりますので、裁判所にその訴えを起さなければならぬという非常に面倒なことになるわけですね。

また、AとBが盛大な結婚の式まで挙げて事実上夫婦となつて新婚の家庭を築いても、婚姻の届出をしなければ、法律上の夫婦とは認められないし、やがて生まれてくる子供は、俗にいう私生子

また、養子の場合も同じように、実際に養子として他から子をもらい受け、養育しても養子縁組の届け出をしなければ、法律上養子としては認められないので、養親が死亡してもその相続人になれないということになります。

## 小高チーム優勝



農村婦人の腰のぼし運動の一つとして毎年行なっています玉川村家庭バレーボール大会は、今年も公民館主催で去る九月二十六日午前八時三十分より須釜小学校庭に村内の部落代表十チームが参加して行なわれ、ゲームは大観衆の声援のもとで終始手に汗をにぎる熱

戦を展開した結果、小高チームが五年連続優勝をねらった北須釜チームを破り優勝しました。

決勝戦、準決勝戦の成績は次の通りです。

決勝準  
小高2—0川辺  
北須釜2—0須釜

決勝  
小高2—0北須釜

## 危険物処理 事業の実施

このたび村において危険物捨場を設置し次により収集車を運行して危険物処理に当りますから多数利用されるようお知らせします。

一、危険物捨場 玉川村大字吉字五駄刈四番地の三。

二、危険物収集日 毎月一日(但し日曜、祝祭日の時はその翌日とする)

三、危険物一時集荷所 (川辺区内) 小学校正門前、宮ノ前。(山崎宅前) 松江田池堤、赤坂国道交差点横。(藤生区内) 神社入口国道側。(小高区内) 首藤電機店裏、神社裏危険物捨場、羽根石橋西側。

(中区内) 駅前国道東側、小針武夫宅裏国道側、中公民館下、双羽電機工場裏。(岩法寺区内) 大正橋たもと、道筋地内

館前。(山新田内) 機械置場横。(四辻新田区内) 機械置場裏。

四、危険物処理要領 (一)危険物は当日の午前八時三〇分までに一時集荷所へ出荷すること。(指定日以外は絶対に出荷しないこと)

(二)集荷物はガラス、瀝戸物、空ビン、空缶金物類等の危険物だけとしダンボール箱やビニール製品等は自分の家で焼却処理し危険物として集荷しないこと。

(三)危険物を集荷する場合は必ず肥料や飼料等の空袋に入れ糺やひもで結んで散乱しないようにすること

## 皆んなで酒のみ運転防止

### 三さない運動を おしすすめよう

あいかわらず酒のみ運転による交通事故がふえております。そのため県民総ぐるみで、次の三さない運動をおしすすめています。

あなた自身のため、ご家族のため、さらにすべての人の安全のため、

1、飲酒したら、運転しない。  
2、飲酒させたら、運転させない。  
3、運転するものには、飲酒をさせない。

# 児童手当の制度

児童手当制度は、わが国社会保障制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として、また、児童福祉の増進をはかるうえでの重要な制度として、その早期実現がかねてから懸案となっており、また、さきの国会において児童手当法が成立し、いよいよ明年一月から実施されることになりました。そこでこの制度のおもな点について紹介しましょう。

## 一、制度の目的

児童を養育している人に児童手当を支給することによって、児童の育成の場である家庭における生活の安定をはかるとともに次代の社会をなう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的としています。

二、支給を受けられる人と手当の額

一八歳未満の児童三人以上養育している者に対して、三人目以降の児童で義務教育終了前のものにつき月額三千円の児童手当が支給されます。ただし、その人が高額の所得がある場合には、支給されないことになっております。

昭和四十六年度では扶養親族等五人の場合で、前年の収入が二百万円以上であるときは支給されません。なお、支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大することとしておりますので、最初の年（昭和四十七年一月から昭和四十八年三月まで）はこれを五歳未満の児童とし、昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは一〇歳未満の児童に拡げ、昭和四十九年四月から義務教育終了前月の児童となります。

三、支給を受ける方法は段階的に拡大することとしておりますので、最初の年（昭和四十七年一月から昭和四十八年三月まで）はこれを五歳未満の児童とし、昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは一〇歳未満の児童に拡げ、昭和四十九年四月から義務教育終了前月の児童となります。

## 東南アジアの旅 四

溝井 一郎

タール湖の火をふく島に風変わり噴煙のびて水の面を翳ふ  
草屋根の農の家々マンゴウの森の陽かけをえらびて建ちぬ  
モンテンルバの俣房悲話など聞きしより黙しがちなり走る車内も  
宿のボーイに金ふればサンキユと挨拶を云ふ言葉のみ知る  
フィリピナスの宿のボーイのしぐさなど日本人と変ることなし

## 近 詠 関根 栖泉

虫の夜のはてしなき星野に満ちて  
星の夜の灯の色添へし百日紅  
朝月のうすれつつ消え稲の波  
水引の生垣いてて咲きにけり  
扉にすがる山芋の蔓末枯れて  
頭のにせて手の涼しさや仏在し  
瀨のおとのききつつうまし流しそほ  
堂古りし空澄みにけり衣川

# 寿

## お誕生おめでとう いそいそします

(七月分の出生届書から)

部落	南須釜	大野	文枝	貞夫	長女
出生児氏名	世帯主名	続柄			
川 辺	田 子	一 憲	又四郎	孫	
三 瓶	力 弥	政 由			
仁 井	田 祐	郡 次			
大 野	由 紀	清 三郎			
大 越	み どり	爾 幸	二 女		
南 須	釜 力	重 久	孫		
増 子	美 香	サ タ			
熊 谷	美 枝	直 勝			
滝 口	ユ リ	ヤ イ			
山 小 屋					

## 逝去お悔み申し上げます

(七月分の死亡届書から)

部落	死亡者氏名	世帯主名	続柄
小 高	小 針 賢 吉	65	主 裕の父
中 山	田 根 朋 記	72	主 貞徳の父
岩 法	寺 大 竹 代 次	61	主 正高母
竜 崎	小 林 一 次	23	孝次郎 長 一 父
川 辺	小 針 伊 次	48	金 一 妹
小 高	車 野 田 キ ヨ	86	嘉市郎 妻 永 一 母

## 郵便局からのお知らせ



●新しい番号簿を配  
布いたします。  
●あて名の都道府県名を省略できます。  
●あて名に郵便番号を利用下さい。なお十月

## ご意見を

お寄せください  
十一月一日から十日まで、全国いっせいに「納税者の声を聞く旬間」として、税務署ではいろいろな行事を行

## 青色申告を

あなたも

申告納税制度が円滑に行なわれるために、毎日の取り引きを帳簿につけ、その帳簿に基づいて所得や税額を申告する人には、所得の計算上や、その他の面で、いろいろ有利な取り扱いをする青色申告制度があります。  
青色申告をすれば、青色専従者給与や青色事業主特別経費準備金の必要経費算入など、数多くの特典があらわに税金が少なくて済むほか、記帳することにより経営の内容や資金の状況などもわかり、経営の合理化にも役立ちますので、青色申告をおすすめいたします。  
(須賀川税務署より)

書いた郵便物は都道府県名の記載を省略できないことになりました。ただし郵便番号を書きませんからご注意ください。  
●郵便受箱を備えましょう。  
配達された大事な郵便物を破られたり亡失してはたいへんです。各家庭に郵便受箱を備えて下さい。郵便局では受箱販売のお取り次をいたしております。(一個七百元)です。  
●記念切手発行のお知らせ。  
十月  
1日 調停制度創設五〇年  
6日 国際交通週間  
10日 天皇訪欧記念  
24日 第二六回国民体育大会  
27日 戸籍制度一〇〇年  
十一月  
1日 国営印刷創業一〇〇年  
5日 昭和四七年用年賀はがき